

物品の処分について

別記のとおり物品を処分するので，議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年伊丹市条例第 1 2 号）第 3 条の規定により，議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

記

1 物 品

使用済 i P a d O S 端 末 一 式

2 契 約 の 方 法

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 2 2 年 政 令 第 1 6 号 ） 第 1 6 7 条 の
2 第 1 項 第 6 号 の 規 定 に よ る 随 意 契 約

3 契 約 金 額

単 価 契 約 1 台 当 た り 金 5 , 2 7 0 円 （ 税 抜 き ）

4 契 約 の 相 手 方

住 所 愛 知 県 大 府 市 柊 山 町 3 丁 目 3 3 番 地

名 称 リ ネット ジャ パ ン リ サ イ ク ル 株 式 会 社

代 表 者 代 表 取 締 役 黒 田 武 志

（ 参 考 ）

1 予 定 数 量 1 6 , 0 2 4 台

内 訳 小 学 校 1 0 , 5 6 8 台

 中 学 校 4 , 9 2 1 台

 特 別 支 援 学 校 3 3 台

 総 合 教 育 セ ン タ ー 5 0 2 台

2 予 定 総 額

金 9 2 , 8 9 1 , 1 2 8 円

（ うち 取 引 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額 金 8 , 4 4 4 ,
6 4 8 円 ）